

建設水道常任委員会会議録

平成13年3月14日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄 ○中西 和夫 野呂 民平
中川 靖広 萬里川美代子

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是
収入 役 中野 秀樹 総務部長 植村 哲男
都市建設部長 清水 義則 建設課長 堤 和雄
建設課長補佐 今西 弘至 同課長補佐 九十九敬三
観光産業課長 杉本 正二 同課長補佐 吉村 三郎
都市整備課長 藤本 宗司 同課長補佐 清水 建也
同課長補佐 永井 克育 同課長補佐 藤川 岳志
上下水道部長 辻 善次 上水道課長 御宮知 恒夫
同課長補佐 辻本 邦好
下水道課長 清水 孝悦 下水道課長補佐 谷口 裕司

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会宣言（午前9時00分）
全委員が出席されておりますので、ただ今から、建設水道常任委員会を開会いたします。
始めに町長のあいさつをお受けいたします。

町長 （あいさつ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、萬里川委員、中川委員のお二人を指名いたします。
本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。
はじめに、委員会付託案件から審査することとします。
議案第4号斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

観光産業課長 （議案書朗読、要旨により説明）

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

委員長 それでは私の方からお聞きしたいことがありますので、お願いします。予算委員会でも質疑意見を申し上げましたが、その中で今の駐車場としての契約は何年度にされて何年までであったのか、再度お聞きしたいと思います。

観光産業課長 計画の当初はわかりませんが、契約としましては15年3月31日までという形で契約をさせていただいております。

委員長 そうすると何カ年かの契約更新できておられると思いますが、それはどうですか。

産業観光
課長

3年契約という形で更新させていただいております。

委員長

ということは、12年4月1日に契約更新をされたと思うのですが、その12年の4月1日に契約更新をされて、昨年の12年9月の決算委員会で、委員からの質問で町長が閉鎖を考えているという発言があった。その後、この建設水道常任委員会で、その9月議会でその時はよろしくということをお願いしたいと思いますが、それと同時にその跡地利用について総務委員会でも報告されておったと思うのですが、これについてはまったく建設水道常任委員会を軽視された行為ではないのかなど、跡地を利用することをまずつくって行って、そのことでこの閉鎖の意味づけをされてきたように私は感じております。今後このような行政のやり方には憤りを感じておりますので、この事だけを意見として申し上げておきます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第4号斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例については、当委員会として、満場一致で可決するものと決しました。

次に、議案第7号平成12年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

観光産業
課長

(議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野呂委員

使用料が397万円減っているわけですね。今の駐車場の面積はいくらか忘れましたが、今後こういう形でどんどん収入が減ると、維持費との関連で、それも将来的にはでないということになってくると、土地としては一等地ですね。有効活用という点でもう少し知恵を絞らないといけないのではないかと思うのです。そういった点について、どのような対策方を考えているのか。たとえば今施策としてやられているのは、道の駅ですね。これは平群を見ましても当麻でもされておりますけれど、それらはこの地域の産物が買えたり、一度行ってみたいというようなところがあります。

世界遺産に法隆寺が指定されて、恐らく駐車場については誰しも足りないということで、西駐車場ができたり、三井駐車場が確立されたりという手だてを打ってきたわけですが、しかし実際一時的なもので終わって、後は衰退の一途をたどるという形になった。その辺は対策方について十分な対応が練られていなかったのではないか。現状においてもこのままでいけば、さらに修学旅行生の旅行の傾向は、世界遺産といえどもそういうものに今日来るような状況でないとなりますと、ますます少なくなるということになります。ですからその辺についての論議といいますか、観光対策の課があるわけですから、その辺どう捉えているのか、どう打開しようとしているのか、あるいは町の施設の有効利用という点から言えば、一体どうしなくてはいけないか。それだけの施設を持っておったら、資産の有効活用という点から言っても、知恵を使わないといけないと思う。そういう点でどう考えているのか。

町長

野呂議員ご指摘のように駐車場が今現在使用料がじり貧であるということで質問されております。また一方の議員さんでは、この駐車場で活力を求めてきた中であって、付近住民に大変ご迷惑をかけてきたということを考えられるならば、使用料が大幅に減っても維持をして

いくということ。野呂委員がご指摘のように道の駅とiセンターは全然違いますから、この関係等について県が建てたシステム、人件費維持管理は全て町がやっているわけですから、かなりの持ち出しでございまして、しかしiセンターはかなり利用がある。多目的ホールもほとんど満杯というくらいの盛況であります。

バスが減ってきたということが大きな原因になっている。ただシーズンになりますと100台近くはありますから、当然維持していかないと、年がら年中全て減ってきたということではなしに、シーズンの時はかなり入っていますから、そこらを考えますとこのまま維持をしていくことが大事であろうし、当然付近住民の方に大変ご迷惑をかける中で、バスが減ってきたことを考えますと、付近住民に方々に対する協力等をしていくということですが、いずれにいたしましても、この場所そのものが世界遺産の法隆寺を抱える中で、これからは大きな土地でございまして、収益が上がらなくても、当然このまま維持していくことが大事であると思う。

法隆寺も1年中観光シーズンであればいいのですが、シーズンは4月5月6月、そして10月11月というくらいですから、いずれにいたしましても催しをするときには場所的に駐車場を使わないといけませんし、必要なものだと思います。

野呂委員　すぐには答は出てこないと思いますが、実際県にiセンターを建ててもらったわけですが、今の話ではその維持費が相当になるということですね。

やはり斑鳩町へ来たら、駐車場へ車を入れると、そしたらそこに斑鳩町の農産物でありますとか、もう一つ目を広げて生駒郡あるいは奈良県特有の産物なんかを買えるような露店的な形式で、そういう場所を駐車場の端にたとえば10店舗ぐらいテントを張って貸し出すとか、経費的にもそうかからないと思う。なんとかそういった町の地場産業なり特産物、そういう物に対して客を引きつけると、そして町の生産者自体がそういうところで、分かれて捌けたら、今日の農業の実

態から見て一定の夢を持てるのではないか。私は稲葉の梨なんかでも売れると思う。三井でもぶどうがあるわけですから、そういった物とか、探せばあると思う。何かやっぱり斑鳩へ来たら、物が見えるとか、観光地に行ったらおもしろい物がないかとか、そういうことで法隆寺を見ると共にそういう楽しみが観光地についている一つの要素であると思う。すぐに結論は出ないと思いますが、そういう論議を内部で高めていただきまして、関連機関等とも協議してやってもらえたらと思う。今の駐車場は相当広い坪数があつて、それがさらに有効な活用については、何ら方の形で展望が開けるような施策が見いだせるようにお願いしておきたいと思います。

町 長 野呂委員のおっしゃることはよく解りますが、問題は梨にしてもそう品数はないわけですから、売ってやろうとしても稲葉でも現実に梨はないわけですから、全部売れてしまうということで、あそこは予約があるのです。ずっと前々から売られている方は送られる。今度新たに買いたいものはあきませんよと、ぶどうにしても柿にしてもほとんどない状況ですから。

そういう問題と、土産物屋さんがございますから、土産物屋さんの刺激をしたら、必ず反発を食らいますから、そこらを考えた中でひとつの活用、フリーマーケットとかそういうものを駐車場で4月の聖徳太子の命日の前後にやっているということで、これを何とか継続しながらひと月に1回、聖徳太子の命日22日にフリーマーケットをしていくのか、その辺観光協会でいろいろ考えてますけれど、それぐらいがひとつの有効利用ではないかと考えています。フリーマーケットをしますと、だいたい45万の売り上げがあつて、その1割45,000円ぐらいはいただくということになっていきますけれど、そういうことをしていくことぐらいかなという感じがします。将来、野呂委員がご指摘のようなことも踏まえて、土産物屋さんの関係等を合わせて協議をしながら、どういう活路があるのか、我々としても検討していきたいと思います。

委員長 野呂委員は前向きなことを言っておられると感じていますので、よろしく願いいたします。

万里川委員 今道の駅ということが出てまいりましたが、道の駅構想の考えをお聞きしたい。以前間接的にいかるがパークウェイができたときに道の駅等も考えたいと聞いたことがあると思うのですが、こういった構想の中で考えておられるのかどうか確認させていただきたいし、また三井駐車場にかかわっても、無料で貸されているけれども停まっている車が少ないということもありまして、先日も委員長から予算委員会の時に出たと思うのですが、そういった中での道の駅構想というものは考えられないのか。

都市整備課長 道の駅というのは、基本的に市街化調整区域の中でそういう店舗的なものは多く存在しないというようなところで設置されてきている所があります。パークウェイを進めていくにあたって、今調整区域になっている稲葉とか三室地域の中で、そういうものが地元の方々と相談できればということで、そこに絶対に作りますよということではなしに、そういうものについて地元と調整を図って、作ればということでお答えさせていただけたらなと思っております。

万里川委員 どちらにしても観光客を呼び戻すには、道路の関わりで観光物産とかここへ来てもう一度来たいという楽しみがあるまちづくりにかかわって、こういうことも踏まえて積極的に考えていただきたいと思えます。

委員長 今の万里川委員の質問の中で出ておりました三井駐車場の道の駅的なもの、そういう活用方法というのを考えておられますか。

町長 法輪寺さんの方の周辺でございますから、そういう点については、

今法輪寺さんが再建を考えて計画されていますように、いずれにしてもあの場所をどのように活用するかということについては、先ほど野呂委員がおっしゃっていたように、周辺の三井岡本あるいは農業振興会あたりの農産物を販売するとか、あるいはまたフリーマーケットに活用するとかということも活性化の一つになると思う。そこらの様子を見ながら、斑鳩町でフリーマーケットの位置づけがされてきているのか、その辺観光協会等でも研究しながら、検討してまいりたいと思います。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第7号平成12年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算(第2号)については、当委員会として、満場一致で可決するものと決しました。

次に、議案第8号平成12年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課長 (議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野呂委員 6ページの町債についてですが、区分の所で1の公共下水道事業債というのと、2の流域下水道事業債というのはどういう違いがあるのか。

上下水道部長 流域下水道事業債は竜田川幹線で、公共下水道事業債というのは町の公共下水道にかかるものです。県の流域下水道事業推進資金というのは、3次区域が編入されることに伴う補償等にかかるものが主なものです。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第8号平成12年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、当委員会として、満場一致で可決するものと決しました。

次に、議案第10号平成12年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

上水道課長 (議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第10号平成12年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）については、当委員会として、満場一致で可決するものと決しました。

次に、認定第1号町道認定についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

建設課長 （議案書朗読、参考資料により説明）

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野呂委員 現場を見ていないので、一度現場を見せてほしいと思う。現場を見ないことにはどういう状況か解らない。

委員長 暫時休憩します。（午前9時47分）

委員長 再開いたします。（午前9時52分）
それでは、現地調査のために暫時休憩いたします。

（ 現地調査 ）

委員長 再開いたします。（午前11時10分）
質疑をお受けいたします。

中川委員 整理番号3の工事中の道路ですが、今はどういう形状の道路ですか。

建設課長 この関係につきましては、現道としては里道ということになっております。その中で町の11年度からの5カ年整備という形で計画しておりまして、今後計画としてその472号線へ拡幅していこうという形での計画を持っております。

中川委員 そうするとあれは寄附ではなしに買収ですか。

建設課長 里道の境界確認をいたしまして、今現在4m20から8mの関係がございまして、それに対する分については地権者の協力のもとに用地買収を行っております。

中川委員 他に里道に面するところで土地を持っておられる方がおられて、新しい道路を造ってほしいというところも、5カ年計画に入っていないなくても買収して道路を造ってもらいたいという話は無理ですか。

建設課長 それにつきましても、この5カ年計画を進める中で、計画路線のその中で計画年次ごとにやっていく。ですから、委員がご質問のような町内にはたくさん里道がございまして。特に我々としては里道の中でも主に生活道道路という位置づけがございまして、そういった中で、主に市街化区域内において、そういった周辺の方なりの利用として重要なことになれば、地元の方ともご相談しながら5カ年計画に入れていくか、委員会にお諮りしながら進めていきたいと考えております。

野呂委員 町道認定する場合、開発業者がやったような、突き当たりの道路が何カ所かありましたね。位置指定の道路ですね。そういたしますと、道路の舗装についての強度といいますか、基準といいますか、そういうものが一定なのかどうか。一定の基準の強度というものがないと、後の手直しということで差が出てくると問題だと思う。その辺について認定する上では検査をしているし、認定するという道路については舗装の時に位置指定道路であっても、そういう指導をしているのか。

建設課長 まず、今ご質問の位置指定なり開発の手続きをされる場合、事前協議あります。その中でそれぞれの担当課に協議が回ってきます。その中で我々道路管理する上において、ひとつは完了後寄附をお願いした

いという申し出をしております。その中で最終事業が完了されると、これについては担当課で今おっしゃっている舗装も関係しますし、またその道路に対する構造物等についても検査を行った上で完了検査をしております。

中川委員 その認定で町が買収して、5カ年計画で道路を造っていくという形をとってもらえるかどうか解りませんが、長田住宅の南側の道路、民地もあるし里道もある。また町有地も大分ありますね。それを行政がリーダーシップを取ってもらって民民のもめ事を解決してもらえるとという形は無理ですか。

建設課長 以前から議員から聞いておるのですが、特に町のリーダーシップということもあるのですが、その中に民民の関係なりそういった形で、我々としてもその場所についてはなかなか入って行かれない部分があります。ですからそういった形のものについては、お互いの所有者、そういう方が位置を決めていただけないと難しい問題であると思います。それと里道なり国水が走っておれば、それも県の方も立会、また周辺住民の方、地権者との関係の立会、その辺が総合してご理解をいただいて位置を確定しなければならないということがございます。ただそれについては、町としてお集まりしていただく機会、それは事業として必要であればそういう形でいけますが、最終的にそれぞれの地権者の関係が絡んできますので、その了解が得られないと事業着手は難しいと考えます。

中川委員 まったく民民同士、町の土地がないところでよその土地同士が動いているところに町が入っていくのは無理な話かしれませんが、あその場合は、町の所有地もかかっているし、今課長の答弁の中にもありましたが町が先頭に立って地権者の方に集まってほしいと、生活道路としてかなり家も建ってきているし、生活道路として必要な道路ですし、その辺を行政が道路のことで集まってほしいということで、進め

ていってもらえることを努力してもらえないかどうかお聞きしたい。

建設課長 委員がおっしゃっていることも我々十分理解しておるのですが、ただ地元へ寄っていただいて、実際お互いのいろんな周辺の問題があります。それについては我々なかなか入りにくい部分がございますので、お互いに協力をしていただくという気持ちに立って、また今おっしゃっているように生活道路になると、そしたらお互い広げようということになればいいのですが、そのあたりの協力がなかなか心を開いてもらえないという部分がありますので、そういったことで難しい点があるろうかと思います。おっしゃっている所で、里道と町有地だけであればいいのですが、一部部分的に個人さんが関係しているところがある。ですから底地の関係については、そういった形でご協力いただけるということについては我々としても努力していかなければいけません。が、ただ事業化するについては事業計画にあげていかなければならないことがありますのでご理解いただきたいと思います。

中川委員 個々に1人が先頭に立って個人が呼びかけても、お互いの思いも違うであろうし、それを行政の側から集まってもらって、皆さんに協力してもらおうようにしてもらって、きれいに整理できたらと、課長の答弁の中でも再三言われますように難しいかもしれませんが、そうでないと誰もが個人でまとめる人がいてないから、ずっと数十年前からもめたままではなしにまとめていただきたいなと思います。できることであれば日にちを決めて集まってもらって、そういう場を持ってもらえたらありがたいと思いますので、お願いで置いておきます。

委員長 一つ確認したいことがあります。野呂委員の質問の答弁で、堤課長が検査を行っているということですが、町で検査をしておられるのか、開発申請が出た場合でしたら、県の方で検査されると思うのですが、その点を確認したいのですが。

建設課長 県と町と一緒に行って、行っているという状況です。

委員長 検査はあくまでも県の方での行為と考えたらいいのですね。そのことで町も同行して確認しているということによろしいですね。

それと、先ほどの中川委員の話ですが、私は生活道路ということが中川委員の中には先にあると思います。生活道路については早く認定していただいて、経費もかかりますけれどもみんなが通っている道ですから、舗装とか、幅員についてはできれば4 m以上というのが理想なのですが、もしそれらでなかなか協力が得られないという状態の時でも里道と町有地で1 m 5 0以上あれば認定していけると思いますので、積極的にそういうものに耳を傾けていってほしいとお願いしておきます。

それではこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、認定第1号町道認定については、当委員会として、満場一致で認定するものと決しました。

次に、報告第3号議会の委任による町長専決処分について（平成12年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について）を議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課長 (議案書朗読、専決処分書により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり了承することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、報告第3号議会の委任による町長専決処分について（平成12年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について）は、当委員会として、原案どおり了承するものと決しました。

続きまして、継続審査について審査することと致します。
公共下水道事業に関することについてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

下水道課 長 まず流域下水道事業の進捗についてであります。竜田川幹線管渠第3号工事、稲葉車瀬地内につきましては、順調に工事が進んでおり、前回委員会でご報告させていただいた以後、シールドマシン投入後約310m前進、また服部及び小吉田における2カ所の中間立坑について試掘調査も完了しており、進捗率として40%となっております。

中継ポンプ場築造工事につきましては現在、土留工としまして基本杭246本中96本が打たれているところでございます。

次に、竜田川幹線管渠第4号工事、稲葉車瀬発信基地から三郷町勢野東までの実施設計委託について、内外エンジニアリング株式会社が進めることとなり現在、お知らせということで地元への調査協力以来をされたところであります。

公共下水道事業の進捗については、公共下水道事業目安幹線並びに興留6丁目地内の2工区ー2清水組建設、2工区ー3青山組、2工区ー4中谷組等につきましては契約工期（2月28日）内に全て竣工いたしております。また、実施測量設計業務委託（西里、三町地区）に

つきましては、1月30日に業務を完了し、検収（2月9日済）を行い3月26日支払い予定であります。

次に、明許繰越分で時期発注の服部2丁目地内につきましては、3月26日に入札執行、予定工期は3月30日から6月29日となっており、地元自治会長並びに影響家屋を対象に工事概要説明会及び工事に伴う上水道管の仮設工事について3月3日地元集会所におきまして説明会を終了し、了解を得たところであります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野呂委員 安堵の中継ポンプ場というのは面積はどれくらいなのか。どういう工事の内容なのか。これは生駒郡で補償についての話があったと思うのですが、それがどういうことで話がついたのか、斑鳩町の負担はどれ位のものになるのか。

上下水道部長 中継ポンプ場については地下20mと聞いております。今現在体育館と併行して工事されております。内容については、今は本体工事をしております。平成15年に本体工事が完成して、そこから機械設備、電気設備を発注されるということで、16年度中には完成するということであります。面積的には調べてまた報告させていただきます。

安堵ポンプ場に関する補償でございますが、3次協として昨年の12月に1億円ということで補償をさせていただいております。それを2年間、12年13年で終えるということで、補償金額は流域の流入量によって計算させていただいております。生駒市と平群と三郷と斑鳩で按分させていただいております。按分率は計画の流入量で按分ということですので。細かい数字につきましては・・・0.2くらいであったと。安堵町の中継ポンプ場の土木の建築面積が2,321㎡ということですので。

中川委員 今回予定されている工事を完工した後、斑鳩町全体の何%になるか。

下水道課長 斑鳩町内の現在の認可区域につきましては234ヘクタールで、そのうち68ヘクタールが済んでおりますので、約28%でございます。

中川委員 かなり前の委員会で町長が完成するのが15年から20年かかるだろうとおっしゃっていましたが、だいたいそれぐらいかかりますか。

下水道課長 3次計画といたしまして、243ヘクタールにつきましては平成22年度を目処にしております。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

続いて、各課所管に関することについて報告を受けます。

初めに、議案第5号平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、説明を求めます。

建設課長 （建設課に係る一般会計補正予算について説明）

都市整備課長 （都市整備課に係る一般会計補正予算について説明）

観光産業課長 （観光産業課に係る一般会計補正予算について説明）

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野呂委員 30ページの道路新設改良費でその委託料ですね。登記業務委託料、測量設計委託料570万円が上がっているのですが、これらの発注に

ついて以前とどういう具合に変わってきているのか。

もう1点は、土地家屋調査士というのは公共嘱託土地家屋調査士協会にみんな入っているわけですが、土地家屋調査士法では社員としてなっているわけですね。しかし同時に土地家屋調査士というのはそれぞれ事務所を開いているわけですね。いわゆる事業所ということでその人の仕事もやっているわけですね。そうすると事業主なのか、社員なのか、そのところは何の法的根拠に基づいて社員と判断するのか、あるいは事業主と判断するのかというところですね。それについてはどのように考えているのか伺っておきたい。

建設課長

平成12年度につきまして、通常の新設で行う路線につきましては用地測量も含めた中で発注をしております。この分については3路線を行っております。そういった形でやっておりますが、以前からやっている関係についての分について11年度までは公嘱協会にお願いした分もあります。ただ今年度につきましては、試行期間という形でさせてもらっております。この3路線につきましても今年度まだ事業が全部完了していないということもございますし、そういった中で来年度以降どうしていくのかということをお我々内部協議いたしまして、決定していきたいと考えております。

社員の方の関係ですが、これはあくまで公嘱協会に委託をお願いしているという形ですので、あくまでその中での契約ということになりますので、その社員さんにつきましてはそれぞれひとつの協会の中の一社員という位置づけになるかというふうに考えております。

野呂委員

そうしたら事業主というのは、公嘱協会の社員であっても一般の仕事を受けとっているわけですね。そうするとそこでは事業主ということになりますね。そうなりますと税法上での申告というのは社員としての税法上の扱いなのか、あるいは事業主としての税法上の扱いなのか。私は恐らく公嘱協会の社員であってもそれぞれ事務所を持って、他の仕事もしているわけですから、申告するときは事業主ということ

で税務上の申告をしているのではないかと思うのです。だからそういう点では単なる社員という範疇には当てはまらないと思うのです。

委員長 暫時休憩します。（午前11時50分）

委員長 再開いたします。（午前11時59分）
先ほどの野呂委員の質問に対する答弁を求めます。

建設課長 今ご質問いただいている件につきましては、土地家屋調査士法というのがあります。この内容であります、この中で公共嘱託登記土地家屋調査士協会の位置付けが法律の第17条第6で上がっております。これについて朗読したいと思います。

（17条第6朗読）

ですから、町といたしましてはこういったことで協会がありますので、こういった法律に基づいてその協会に業務を依頼するという形で手続きを行うというようなこととなります。

野呂委員 なぜこのようなことを聞くかと言え、今は土地家屋調査士法上、いわゆる社団法人で社員ということになっている。これは私も知っている。ところがご承知のように政治倫理条例ができましたね、政治倫理条例は町内の仕事については議員は仕事をしたらいけないということになっている。ところが社員というのと事業主というのとでは違う。事業主ではできない、社員では可能性がある。だからその所の判断。だから事務所を構えていて事業主というように判断するのか、土地家屋調査士協会に入っているからそれに基づいて社員というほうに比重を置くのか、そのところが非常に難しいところ。一般的に考えたら、議員だったら、社員であろうが事業主であろうが、町民の目線から言えば議員は仕事をすべきでないというような判断をすると思うのですが、町が社員ということにかまわないという判断で議員の仕事を渡すということをするのかどうか。

町 長 あくまでも町としては土地家屋調査士協会に発注すると、後の野呂委員がご指摘の点については私は解らないということです。

野呂委員 町長は後のことについては解らないということですが、確かにその辺については倫理条例の審査会で判定されるという問題にもなろうかと思えます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

議案第5号平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてのうち、当委員会所管に属するものについては、当委員会として了承することとしてよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。本件については、当委員会としてこれを了承することといたします。

次に、三代川改修計画について報告を求めます。

建設課長 前回の委員会で指摘を受けました地元説明会での資料でということでありましたので、この計画平面図と標準断面図を準備いたしましたので、その内容についてご説明いたします。

（図面により説明）

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

中川委員 第1案、第2案で町長の家の前をひいたら、そこで建て替えは可能なのかどうか。

町 長 そういう質問をされたら、一番気にかかるのは隣の方の残地が少な

くなる。町長はその土地を有効利用されたと、他は出ていかんなんというので、私が発言をしないというのはそこに問題があるのです。皆さんに協力してもらおうと思ったら、自分としてもそこで住めるか住めないかといったら住めます。しかし隣にいておられる人がどこかへ行かなければいけない。町長はそういうことで自分だけええやないかとなってきたらかなんので、あえて発言を慎むというか、あるいはそういうことについては皆さん方が協力してもらわなかったらできないよということです。ただやるとすれば必ず全員の方々が協力してもらわないとできないと思う。この関係については私は難しい立場にあります。申し上げます。

中西委員 左岸側の道路ですが、3 mという形になっていますが、ここで防護柵ガードレールを付けた場合、かなり道路の幅が狭なってくると思いますが、その辺の検討はされていますか。

建設課長 今ご指摘のように河川の落下防止ということがございます。これは土木にも提示する中でそういったものを設けていかないと危険だということは承知していますし、そういった中で県との話の中ではそういった話をさせてもらっています。事実相当高くなっておりますので、現道の下流側の回収の所についても道路部分についてはそういったガードレールをさせていただいております。今後進む中でもそういった形で落下防止を設けていくということは基本的に考えています。

中西委員 その場合、幅員自体が狭くなってきますが、その辺の関係は。

建設課長 確かに4 mという位置づけでその中に埋めますと、有効幅員が狭くなります。ですから構造物を除いて有効幅員が4 mとなります。図面で見ますと基本的に道路4 mと書いていますけれども、そういったことも含めて道路も有効幅員4 mということで取っ払いと検討しています。

委員長 1案は3mになっている。中西委員がおっしゃっているのは落下防止が必要だったらもう少し幅が必要とちがうかとか、その時に町として話をしていくのかと聞いておられる。その点どうですか。

建設課長 まだ3mで行うか4mで行うか、それについては関係者とも話を詰めておりません。ですから詰める中で4mになった場合でも地形的な問題があるし、構造的な関係については土木と協議しながら、また地権者に説明しながらしていきたいと考えています。

野呂委員 このバイパスの部分については町のものではないですね。
それから、町長の家にしなくても大分組み込みますね。後の残地が少ないということになりますと、家の形状でありますとか、いくら上に立てると言っても今までより遙かに上になるということは一目瞭然ですね。しかもなおかつ借地の場合での補償という面では十分な補償ができないということになれば、たとえば土地を持っていない人だったら、よそへ行っても土地を買っていかれないという問題になります。そうしたらまったく用地交渉は話にならないかと思う。そういう点について県はどう考えているのか、あるいは町としても、たとえば借地の人に土地の補償なしで家屋補償だけでは酷だと思う。そういった点で町自身もそういう不足する部分については手当も含めて考えないと、普通の補償の形式では実現しないと思う。そういう点についてはどのように考えているのか。

町長 こういうことになるとなかなか難しいと思う。それをやるのですから、よっぽど借地の関係でもはっきりしておかないといつまでもこのまま続くことは不可能ですから、やっぱりその辺を考えて代替地に移す場合は、県がどれだけの補償を出すのか我々としてもできるだけそういう点については考えていかないといけないということで、この間の説明会の関係等についてもそういうことも踏まえてやらないといけ

ないと思う。

委員長 バイパス水路の所有権の答弁を。

建設課長 この東側の覆水路については、これは町有地となっております。この町有地になったのは東の団地が形成されるときにそういった形の関係で設置されたもので、現在町有地ということでございます。

野呂委員 私が聞いているのは、郡山土木として官公庁についてのみの補償なのか、あるいは基本的な見解として現在郡山土木はどう考えているのか。それを受けて町の対応を考えないといけない。いずれにしても問題は水害ですから、ここの方だけが犠牲を負わずということにはならないわけです。水害防止というのはこの沿線住民全部が水害の被害を除去するために一部の人に犠牲を被ってもらわないといけない。こういう関係があるわけですから、そういう点では理論的に成り立つのではないかと思う。郡山土木の方針が明確になり、全町民的に説得しなければいけない部分が出てきたら、それはきちっと対応して、水害防止という大義名分があるわけですから、そういう点については理解を深めていくということも選択肢の一つだと思う。

町長 郡山土木としては受けないとおっしゃっています、やはり本線がありますから。ただその辺のことを斑鳩荘園の方々と協議をしています。

野呂委員 そういう難しさはあると思う。それらについては詰めて方針を出して1つずつ問題点をクリアしていかないといけないと思う。

中川委員 三代川の改修に伴って、今現在の道路の幅員の変更はないのですか。

建設課長 計画路線としては現在の道路の路肩から改修されることがございます。ですから現在の西側の町道については現存のままという形になり

ます。

今提示させてもらっている標準断面という関係ではありますが、この関係についてはそこで町道区分ということで、図示させてもらっています。その分で5 mの線と3 mの線がございます。ただこれはあくまでも標準ですので、今の西側の道路につきましては5 mの部分もありますし、また下流へ行きますと狭い3 m近い道がございます。ですからあくまでもそれは標準ですので現道のままという状況になります。

委員長 次に、さくら祭りについて報告を求めます。

産業観光
課長 (別紙資料により説明)

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

萬里川委員 さくら祭りのふれあいウォーキングということで、王寺駅が出発点とおっしゃったのですが、この辺が残念だなと思います。王寺駅から三室山は近いと思いますが、斑鳩町の関わりがありながら、法隆寺駅に降りていただけないという、そこがもっとPRすべき関わりが駅前開発とかいろいろ事業が残って行って、まだまだきちんとしたものにしていないからと思うのですが、なぜ王寺駅なのか。王寺駅がエレベーターもエスカレーターもできて大変すばらしいし、大阪から来る人には便利ということもあろうかと思いますが、もう少し今後の問題として、町の中心の駅があるにもかかわらず、この辺が残念だと思っております。だから今時点ではこういうコースがいいのかなと思いますが、今後の問題としてきちんとした早い整備の中で法隆寺駅、バリアフリーをしながら障害者の方に降りていただけるような駅づくりまちづくりをしていただきながら、ここからの出発点であるべきだと思います。

観光産業課長 この桜祭りについては王寺駅からというふうなことで話をさせていただいておりますけれども、一昨年だったと記憶しておりますが、法隆寺駅から法隆寺のお寺、そして夢殿、法輪寺、法起寺と、そして上宮遺跡公園から法隆寺駅までと、こうしたコースも組まさせていただいているところでございます。また、秋にもJRの方で予定もされておるといふことも聞いております。その辺につきましては斑鳩町内の散策ルート等も踏まえまして、JR側と協議を進めさせていただきたいと思っております。

委員長 コースの検討も必要ですが、今の萬里川委員の中にもあったように駅前再開発を急ぐということもあるのではないかなと委員長も思っておりますので、その点もよろしく願いいたします。

以上、これら各課所管に関する件についても、報告を受け、了承をしたということで終わっておきます。

次に、その他について各委員から何か意見質疑等があればお受けいたします。

中川委員 長田町と追手町の町営住宅がいくつ空いていて、いつ頃募集予定されているのか。

建設課長 今現在2戸空き家があります。これにつきましては担当の方で日程等の関係がございまして、現在調整しております。調整でき次第募集を行いたいと考えております。

中川委員 この12年度3月中を予定しているのですか。

建設課長 募集につきましては、募集しますと後、決議機関、調査機関、入居者選考委員会を予定しなければなりません。そういったことも含めて全体の計画を立てておりますので、それが出来次第募集にかかってくると思います。

- 中川委員 去年は年度末の3月24日に行われた。今年もあるのでしょうか。
- 建設課長 時期的には空いた状況の中で募集しておりますが、なるべく早い時期を考えております。ですから年度によれば2回するときもございませう。そういったことでなるべく早くできるようにしたいと思います。
- 中川委員 入りたいという希望の方もたくさんおられますので、なるべく早い目にしていただくようお願いしておきます。
- 野呂委員 道路で窪みができていて転んだとか、あるいは町の管理の水路に落ち込んだという事故がいくつもあるわけですね。その場合に都市下水路については柵のないところがたくさんありまして、三面貼りにいたしまして深さも1mをはるかに超えるところがあるわけですね。そこに誤って落ちてしまうということが多々ありますね。そういうものに対する補償問題というのは今日あちこちの自治体で斑鳩町ではそういうものに対してどういう基準で判断して、どういう体制で判断するのか。その基本的な考え方はどうなっているのか。
- 町長 町道等の関係等については、西和警察等の協議の中で損害賠償的な関係とかということになります。その排水路等に落ちられたという関係では以前に吉忠の目安の所でけがをされて訴訟をされた関係があります。いずれにいたしましても、町側に対して過失があるということになってくれば、当然のことだろうと思う。そういう点について野呂委員がご指摘のようにそういう水路が安全であるのかないのかということも当然町としても判断しないとはいけませんし、そういう一つの基準としてはそういう警察の関係等に連絡等が行って町側の関係等の原因であるとするならば、そういう問題になってこようかと思ひますし、そういう判断をしながら町としても対応していきたいと考えております。

野呂委員 具体的には町のそういった事故の場合を考えて、保険なりそういうものに入っているのでしょ。入っていないのですか。その辺は保険会社の一定の基準があるだろうし、あるいはそれで本人が満足しない場合は、掛け合いということになって、訴訟にも発展するというケースもあると思いますが、その辺のことなのです。保険屋任せになっているのか、どういうシステムになっているのか。

収入役 現在全国町村会の賠償責任保険に入っております。それは全国町村会の中で民間の保険会社と契約をされていまして、事故が起きた場合には当然町村会を通じて保険会社との協議に入ることになっています。その中で一定の保険会社としての考え方を示されてまいりまし、町は被害者の方と協議を進める中で被害者の意向も聞きながら保険会社と協議を進める中で賠償金額、和解の手続きをしていくということで今日まで来ております。

委員長 委員長の方から1つだけ質問をさせていただきます。第1浄水場の整備に関しては、先ほどの議案第10号の補正予算について詳細にわたり単独事業であった取り壊し等を一緒にやるという説明もあって、その点については理解しておるわけですが、実は先日、私のもとへ住民の方から前回の建設水道常任委員会の議会だよりの記事を持ってこられて、その中で神鋼パンティックから提案のあった浄水処理方法を採用するのに決定しましたと、そのことについて、議会が決定したのだというようなことを話されております。その中で議会が決定しているのに、その後実施設計に取り組んでまた入札を行うみたいだと、その入札については何もこの記事には載っていないのですが、それはおかしいのではないかという住民からの指摘がありまして、それについていろいろ説明はさせていただきました。ただ、今回の整備事業について一括発注されるということについてはいささか考えていただいてもいいのではないかと。たとえば、火葬場整備の時は炉の設備について

は随意契約ということでされておりました。本体については建物、宅造については入札をされた。今回のこの事業についても半年ほどかけていろいろな試験を繰り返して来て、どの浄水システムがいいのかいろいろ検討されてきたと思うのです。そして、今の神鋼パンティックからの提案があった浄水処理方法を採用することにしましたと、それであるならば分離発注も可能だと思うし、その分を随意契約という形にとっていくのが自然ではないのかなと、そのように考えていますが、町としては実施設計を発注されましたが、今度その事業を施工していく上ではどのような考えをお持ちなのかお聞かせ願いたいと思います。

上水道課長 今第1浄水場を整備しているわけですが、現在潮技術コンサルタントにて実施設計を委託している最中であります。入札の執行については一括方法を考えております。土木、建築、機械設備といった分離発注の方法もありますが、今後十分検討してまいりたいと考えております。

委員長 発注というのは執行機関に委ねておりますが、できれば火葬場建設の時の例もありますので、それらは分離されていける方法を考慮していただきたいなと思います。

上下水道部長 処理方法については神鋼パンティックがいいということで、今後夏頃に入札を執行していきますが、入札については一括発注ということで考えております。この理由につきましては、この建物といろいろ施設自体のつながりが出てまいります。水の処理方法を分離することによって、業者の後のメンテナンスがいろいろかかってきます。それと工事期間中の水の取り合いなど出てきますので、そういうこともあって現在のところ一括発注ということで考えております。

委員長 そういうこともある程度理解できるのですが、住民からの感情とし

てはやはりこういう検査を何ヶ月かかけてやってきたと、その結果水道課の方ではこの形がいいと、また議会の方でもこのシステムがいいということになったのです。そのものについてはその形であるから、設計の中にそれを入れても、やはりこの形でということになれば神鋼パンティックのシステムを採用するのが、今までに試験をやってきたと、それと一括発注の時の入札されるということについても当然執行側の話ですが、そのことについてたとえばシステムの業者に発注されるということは、火葬場建設の時もそれから富雄川の米寿橋の発注の仕方についても一括発注になって下部工事まで、しかも2カ年事業ということまでされておったのです。それを上部工の業者に入札を執行されたのです。私ども議会としては契約についての議決権しかありませんので、そのことも地域地元の業者育成に関してはちょっとまずかったのではないかと思う。ですから今度の第1浄水場整備についてはその辺を配慮していくべきではないかということで申し上げております。

上下水道
部長 一括発注の中でも、土木工事、水道の配管といういろんな工事も出てきます。その辺はできる限り請け負った業者に地元の業者を優先的に使っていくということをお願いしていきたいと思います。

委員長 あまり議員がそういうことに関与するのはおかしいのか解りませんが、私自身はあくまでも地元業者育成ということを大前提に置いていますので、その点のご配慮をお願いいたします。

その他についてもこれをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査案件申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては継続審査の手続きをとっていただけるようお取りはからいをお願いいたします。

以上、本日の案件については、すべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長のあいさつをお受けいたします。

町 長 (あいさつ)

委員長 これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。

(午後0時55分)